

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	河川課	検索番号	1-18
法令名	河川法	根拠条項	第 58 条の 12	
許認可等	土地の占用等に関する河川協力団体との協議			
(根拠規定)				
(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)				
第 58 条の 12 河川協力団体が第 58 条の 9 各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第 20 条、第 24 条、第 25 条後段、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項及び第 34 条第 1 項 (第 24 条及び第 25 条後段の許可に係る部分に限る。) の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。				
(許認可等の基準)				
水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について (平成 25 年 7 月 11 日付け国水政第 30 号国土交通省水管理・国土保全局長通知)				
二 河川法関係				
4 河川協力団体の指定制度について (河川法第 58 条の 8 から第 58 条の 12 まで関係)				
(5) 河川法上の許可の特例 (河川法第 58 条の 12 関係)				
河川協力団体の活動を促進するために、河川協力団体が(2)の業務として行う行為に対して、土地の占用許可等(河川法第 20 条、第 24 条、第 25 条後段、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項及び第 34 条第 1 項並びに河川法施行令第 16 条の 8 第 1 項)を、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、許可又は承認があつたものとみなすこととしている。本特例は、河川協力団体の指定の段階で主体の審査を行っていることから、許可等において行う主体の審査を不要とし、実施行為の内容を協議の過程で審査することで足りることとし、手続の簡素化を図ることとしたものである。なお、河川法第 25 条前段は、土石(砂を含む。)を採取しようとする者は河川管理者の許可を受けなければならない旨を規定するものであるが、砂利の採取については、別途、砂利採取法の規定に基づく手続きによることが適切であることから、特例措置の対象から除外することとしている。				
特例の対象となる行為を、河川法施行規則第 33 条の 10 において、河川法令の関係条項ごとに、以下のように具体的に規定している。なお、いずれの行為も河川協力団体が指定において明らかにされた業務を行う河川の区間において行うものに限ることとしている。				
(イ) 河川法第 20 条の承認				
特定の対象となる行為は、河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他の河川工事又は竹林の伐採、障害物の処分その他の河川の維持である。河川工事については、具体的には、例えば、ビオトープの整備、水質改善のための施設の設置等である。また、河川の維持については、具体的には、例えば、堤防、高水敷等における竹木の伐採、流木、廃棄物の処分等である。なお、河川の維持は、河川環境の整備と保全を目的とするものに限定されるもの				

ではないことに留意されたい。

(ロ) 河川法第 24 条の許可

特例の対象となる行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用である。具体的には、例えば、水質の測定機器、希少種の調査のための器具等を保管する物置の設置等である。

(ハ) 河川法第 25 条後段の許可

特例の対象となる行為は、河川法施行令第 15 条第 1 項に規定する河川の産出物の採取である。具体的には、竹木、あし、かや等の採取である。

(ニ) 河川法第 26 条第 1 項の許可

特例の対象となる行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築である。具体的な行為は、(ロ)と同様である。

(ホ) 河川法第 27 条第 1 項の許可

特例の対象となる行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植である。土地の掘削等については、具体的には、例えば、河川の希少種の保護のための水路、池の整備等である。樹木の栽植については、河川環境の整備と保全に関するものに限らない。なお、竹は生長が速く、河川管理に支障を及ぼすおそれがあるため、竹の栽植は対象としていないことに留意する必要がある。

(ヘ) 河川法第 34 条第 1 項の承認

特例の対象となる行為は、(ロ)又は(ハ)に掲げる許可に基づく権利の譲渡である。

(ト) 河川法施行令第 16 条の 8 第 1 項の許可

特例の対象となる行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置である。具体的には、例えば、河川の希少種の保護のための水路、池を整備する際の縁石の設置等である。